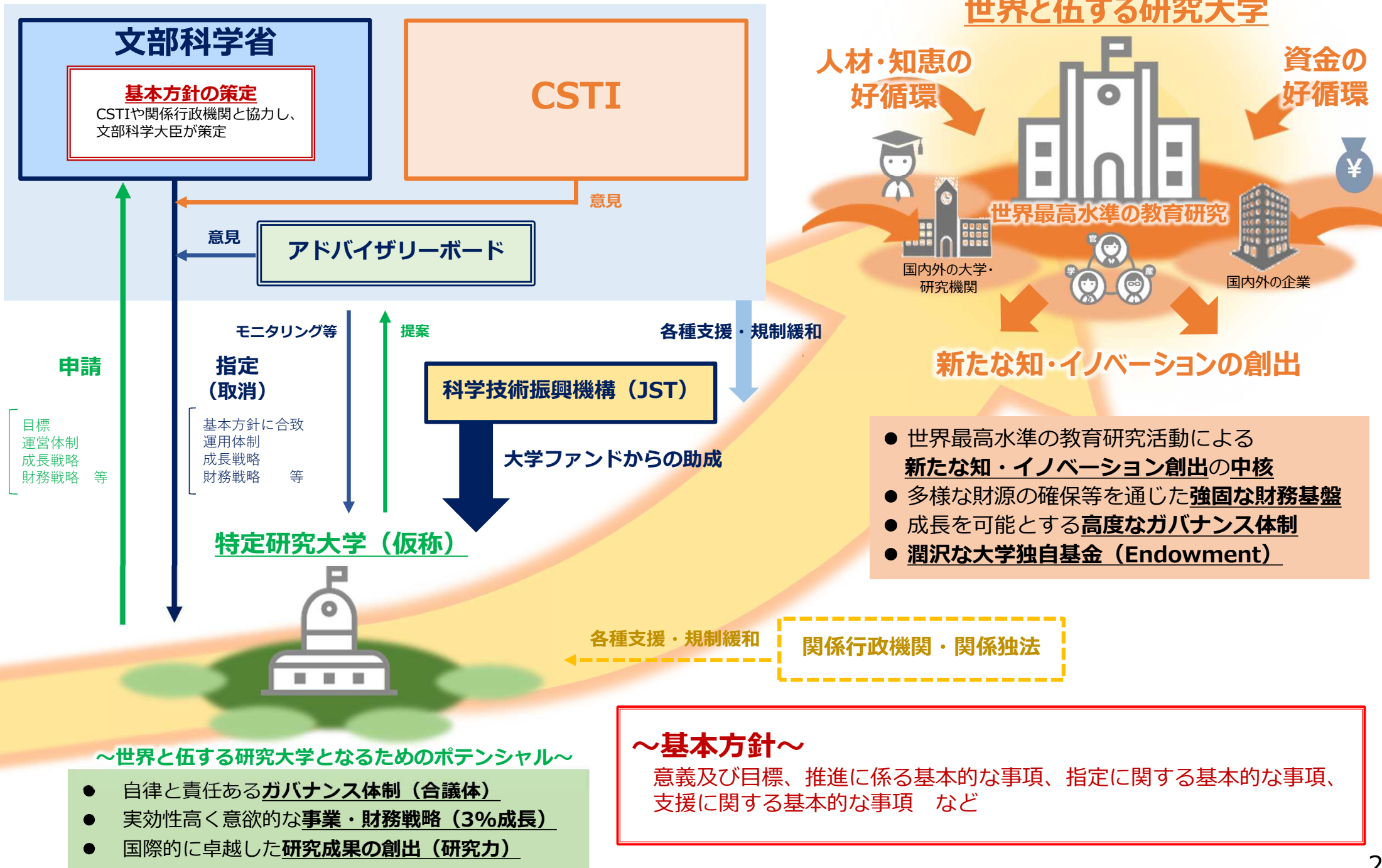


# 特定研究大学制度（仮称）の 構築に向けて

令和3年11月25日  
文部科学省

# 特定研究大学制度（仮称）に関する全体像（イメージ）



# 特定研究大学制度（仮称）に関する全体像

## （１）基本方針の策定

- 特定研究大学制度（仮称）について、その意義や目標、推進に係る基本的な事項、指定（取消）に関する基本的な事項（求めるガバナンス、財務基盤の強化策、研究力等）、支援に関する基本的な事項などを定めた基本方針を、C S T Iや関係行政機関と協力し、文部科学大臣が策定。

## （２）指定・モニタリング・評価

- 基本方針に基づき、「世界と伍する研究大学」にふさわしいポテンシャルを有すると認められる大学を、C S T Iの意見を聴いた上で、文部科学大臣が指定。
- 文部科学省が、C S T Iと連携しつつ、モニタリング・評価を実施。

## （３）特別の措置（規制緩和等）

- 指定された大学に対して、大学ファンドからの支援を行うとともに、大学独自基金（Endowment）の充実など、大学が経営の自律性を高めるために必要な特別の措置を講じる。

1. ガバナンスについて
2. 指定・モニタリング・評価について
3. 規制緩和等について

# 1. ガバナンスについて

- ①合議体
- ②大学の長
- ③教学担当役員（プロボスト）
- ④事業財務担当役員（CFO）
- ⑤監事
- ⑥その他の重要事項

# 特定研究大学（仮称）におけるガバナンス（イメージ）

R3. 10. 14文部科学省「世界と伍する研究大学の  
実現に向けた制度改革等のための検討会議」  
（第2回）資料2（抜粋）

法人

## 経営の意思決定・監督機能の強化

- ✓ 経営に関する重要事項を決定
- ✓ 執行に関する監督
- ✓ 大学の長を選考
- ✓ 構成員の相当程度は学外者

## 経営と教学の役割分担

- ✓ 経営的資質を有し、大学経営の自律性を高めるための様々な取組を実行し、特定研究大学（仮称）のミッションの達成を目指す
- ✓ 教学担当役員（プロボスト）や事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携

監事

監査

合議体

大学

選考

大学の長

事業財務担当役員  
(CFO)

教学担当役員  
(プロボスト)

## 経営の執行機能の強化

- ✓ 大学の長のリーダーシップの下、多様な財源を確保し継続的な財政基盤の強化を図る

## 経営と教学の役割分担

- ✓ 大学の長のリーダーシップの下、優秀な研究者の獲得や研究環境の整備など教学機能の強化を図る

## 内部監査システムの強化

- ✓ 合議体とその構成員への監査
- ✓ 執行部への監査
- ✓ 定期的に合議体の議論にも参画

# 特定研究大学（仮称）におけるガバナンス

## 1. 合議体

### 【特定研究大学（仮称）のミッション】

- 特定研究大学（仮称）においては、世界最高水準の教育研究活動による知・イノベーションの創出に加え、時代の要請に応え世界で活躍できる人材の輩出、人類が直面するグローバル課題の解決や新産業の創出などによって人材・知恵・資金などの好循環を生み出し成長することで、社会変革を牽引する中核となることが求められる。  
⇒これらを実現していくためには、優れた人材の集積や世界一流の研究環境の構築、研究活動の国際化、研究インテグリティの確保などが必要。学問の新分野を開拓していくためには、それを支える多様な財源の確保等を通じた強固な財務基盤の確立により、使途の制約のない資金を生み出し、大学経営の自由裁量の幅を広げることが不可欠。

### 【合議体のミッション】

- このような前提を踏まえれば、特定研究大学（仮称）における自律的経営を実現するためには、経営力や国際力、教育研究力等の総合力を向上させることが必要。そのためには、学長一人の指導力のみならず、経営や国際、教育研究の専門性を持つ者を集めて経営方針を充実していくことが必要であるとともに、中長期の成長戦略にコミットするために安定的・継続的な経営方針を維持・充実することが望ましく、大学のミッションに基づき、世界中の多様なステークホルダーとの対話、長期的な視点での経営戦略の策定と先導、大学ファンドからの支援をはじめとした財源の多様化に対応した利益相反の管理など組織的なコンプライアンス体制の確保・強化といった経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能の強化が必要。  
⇒合議体における意思決定は、大学を取り巻く様々なステークホルダーの識見を活用し、執行と監督の緊張関係を確保する観点から、合議体の構成員のうち相当程度は学外の人材とし、構成員は、その権限に応じた責任を有する。  
⇒構成員の選考については、執行に関する監督機能を強化するという合議体のミッションを体現する形で行われるべき。  
⇒合議体は、事業・財務戦略の策定など、大学経営に関する重要事項を決定することとなるが、日々の具体的な業務への過度な介入など、マイクロマネジメントを行うべきではない。特に、教員や研究者の教育研究上の自由は尊重される必要がある、例えば、個々の研究内容や講義のシラバスの内容などの教学事項については介入すべきではない。

## 2. 大学の長

- 特定研究大学（仮称）においては、そのミッションを踏まえれば、経営機能と教学機能の大幅な強化を同時に進める必要がある、経営の責任を有する者（大学の長）と教学に責任を負う者（プロボスト）が役割分担することを基本とする。
- その上で、大学の長は、経営的資質を有し、教学担当役員（プロボスト）（後述）や事業財務担当役員（CFO）（後述）と緊密に連携しつつ、大学経営の自律性を高めるための様々な取組を実行し、特定研究大学（仮称）のミッションを達成することが期待される。
- 合議体における長期的な視点での経営戦略の議論を踏まえ、大学の自律的・戦略的な経営を実現するため、大学の長は合議体が選考※する。

※国公立大学のそれぞれの制度の趣旨や特性を踏まえ、具体的な選考方法について、引き続き検討。



# 特定研究大学（仮称）におけるガバナンス

## 3. 教学担当役員（プロボスト）

- 特定研究大学（仮称）においては、そのミッションを踏まえれば、経営機能と教学機能の大幅な強化を同時に進める必要がある、経営の責任を有する者（大学の長）と教学に責任を負う者（プロボスト）が役割分担することを基本とする。
- その上で、教学担当役員（プロボスト）は、大学の教学面に専門性・責任を有し、大学の長のリーダーシップの下、優秀な研究者の獲得や研究環境の整備など教学機能の強化を図り、特定研究大学（仮称）のミッションを達成することが期待される。
- また、教学担当役員（プロボスト）は、期待される役割に鑑み、学校教育法上の学長の職務を行う者とすることも考えられる。

## 4. 事業財務担当役員（CFO）

- 我が国の大学においては、財務担当理事などをこれまで設置してきたところであるが、特定研究大学（仮称）においては、財務・金融に関する専門性を有する者が経営において重要な役割を果たせるよう、事業財務担当役員（CFO）を設置する。
- 事業財務担当役員（CFO）は、財務戦略の立案・実施に責任を有し、大学の長のリーダーシップの下、大学の財務状況を総合的に把握するとともに、金融市場の動向等を含めた財務・金融に関する専門性を持った職員を統括するなど、多様な財源を確保し継続的な財政基盤の強化を図り、特定研究大学（仮称）のミッションを達成することが期待される。

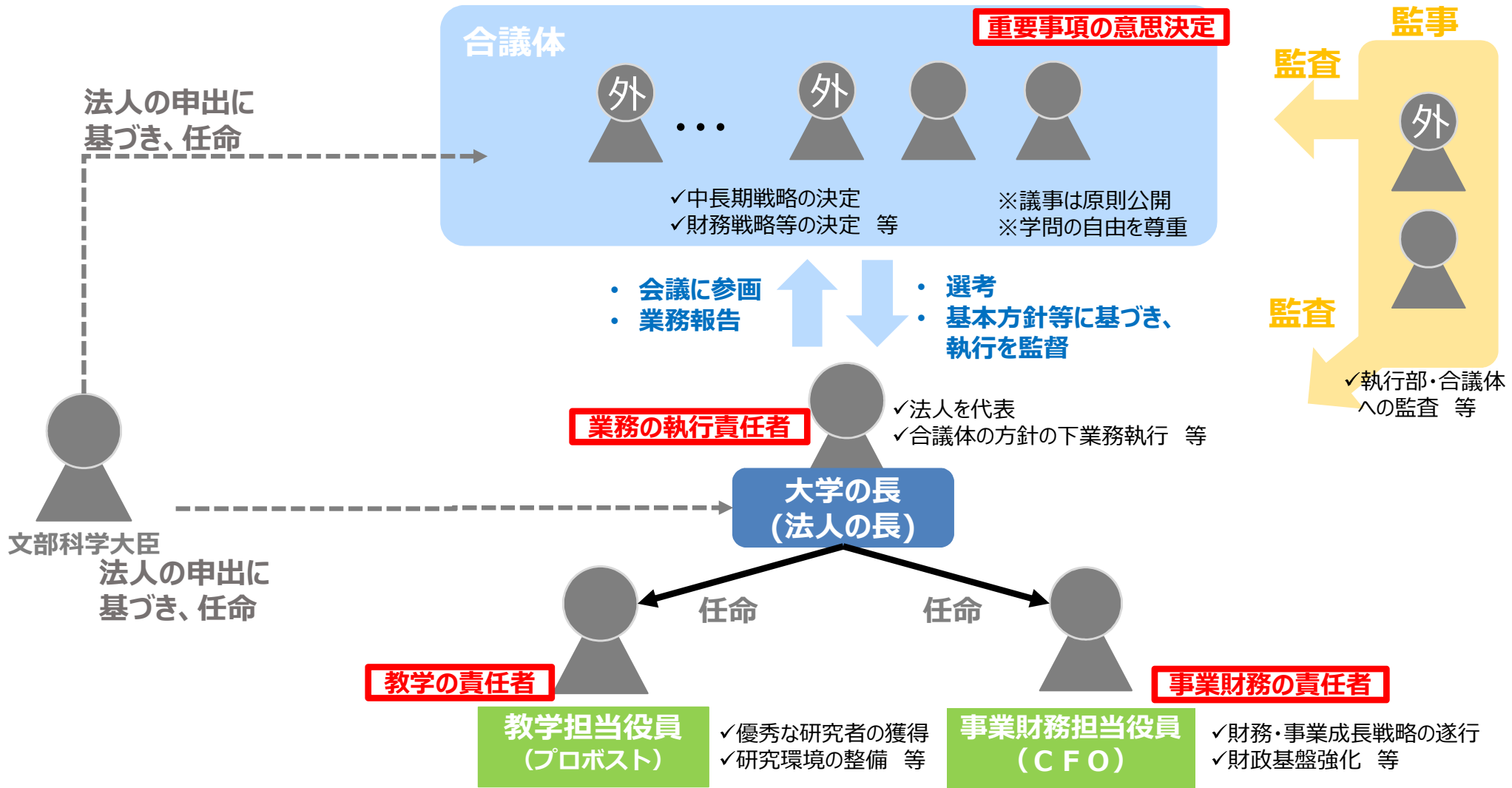
## 5. 監事

- 特定研究大学（仮称）のミッションの達成に向けては、大学ガバナンス全体として内部監査システムが適切に機能することが重要。
- このため、監事については、合議体とその構成員への監査を行うとともに定期的に合議体の議論に参画し意見を述べるなど、監査機能の強化を図る。

## 6. その他の重要事項

- 特定研究大学（仮称）におけるガバナンスを構成する要素（合議体、大学の長、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）等）が、実際の大学現場において有効に機能するためには、優秀な研究支援人材や事務職員の確保・支援・育成とともに、専門性を生かす複線型のキャリアパスの整備が重要。
- 合議体の構成員（候補者含む）の確保・育成も重要であり、その権限と責任を適切に果たすために研修や勉強の場などを設けることも必要。

# 特定研究大学（仮称）におけるガバナンス（国立大学の場合のイメージ）



※理事・教育研究評議会等はこの図においては省略

※公私立大学については、それぞれの制度の趣旨や特性を踏まえ、具体的な内容について、引き続き検討

# 特定研究大学（仮称）における合議体に係る論点（国立大学の場合）

## 論点①：合議体の構成員の人数、求められる要件（属性等）について

（参考）合議体を持つ法人の例

- ・年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）

人数：委員長、監査委員、それ以外の委員 8 人並びに理事長で組織

要件：経済、金融、資産運用、経営管理その他の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者

- ・日本放送協会（NHK）

人数：経営委員会は、委員 1 2 人をもつて組織、委員長 1 人を互選により決定

要件：公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者。教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮。

## 論点②：合議体の構成員の任命・選考について

※国立大学法人法上、大学の自治の観点から、学内の人事に関しては大学の自主的な決定に委ねるため、文部科学大臣による学長の任命は、学長選考会議（学長選考・監察会議）の選考による法人の申出に基づき行うこととなっている。合議体の構成員の任命についても大学が選考を行うこととした場合、選考の主体・方法はどうすべきか。

## 論点③：合議体の構成員の任期・改選方法

※CSTI専門調査会中間とりまとめにおいて、「安定的・継続的な経営方針を維持することが望まし」とされていることを踏まえ、合議体の構成員の任期・改選方法をどう考えるか。

（参考）国立大学法人の学長任期は 2 年以上 6 年を超えない範囲内で、各法人が定めることとされている。

## 論点④：合議体において議論されるべき事項

（参考）国立大学法人において学長は、以下の事項について決定しようとするときには役員会の議を経る必要がある。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- 二 国立大学法人法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項（大学総括理事の任命、解任を除く。）
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

# 指定・モニタリング・評価について

## （１）指定・支援

- 特定研究大学制度（仮称）に係る基本方針を、C S T Iや関係行政機関と協力し、文部科学大臣が策定。
- 基本方針に基づき、「世界と伍する研究大学」にふさわしいポテンシャルを有すると認められる大学を、C S T Iの意見を聴いた上で、文部科学大臣が指定。
- 指定された大学に対して、大学ファンドからの支援を行うとともに、大学独自基金（Endowment）の充実など、大学が経営の自律性を高めるために必要な特別の措置を講じる。

## （２）モニタリング・評価

- 特定研究大学（仮称）への国の関与の仕組み（アドバイザリーボード（仮称）の設置など）を構築し、大学の健全な経営、ミッションの達成などを確保。
- 文部科学省が、C S T Iと連携しつつ、モニタリング・評価を実施。
- 高い自律性と厳しい結果責任を求めるべく、コミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）の達成状況（結果）を客観的指標に基づいて行うことを主眼とする。
- モニタリング・評価に当たっては、既存の評価制度との関係を整理し、合理化・簡素化を図る。併せて、大学から規制緩和を提案する機会を設けるなど、双方向性を持った形で行う。
- 指定の取消し、ファンドによる支援の打切りや減額については、大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）が一定期間連続して達成されない場合など、結果責任を問う形とする。

※具体的な評価の周期については、既存の評価制度との関係の整理も踏まえ、引き続き検討を行う。



## (1) 特定研究大学 (仮称) の指定・支援

- **WPIの各拠点は卓越した研究成果を輩出しているものの、大学全体への波及効果が限定的**  
⇒ 大学内の一部の拠点到留まらず、大学全体として、**世界トップクラスの研究者が結集できるだけの規模 (Critical Mass)**とそれを支える**事務局・研究支援体制** (学内外からの優秀な人材の確保やグローバル化する覚悟) が必要ではないか。また、国際頭脳循環のハブとして、英語を公用語とする**国際的な研究環境を実現**し、世界中から意欲ある優秀な人材を引き付ける魅力的な場を形成することで、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備することが重要ではないか。
- **持続的な成長を可能とする取組も見られるが、WPIの支援期間終了後の発展可能性が不透明**  
⇒ 大学として、**知の適切な価値付け**や**多様なステークホルダーとの対話**を通じて、国内外からの安定的な寄附の獲得や、企業等との長期的な包括連携契約の締結などを促進し、外部資金の獲得拡大を図る必要。また、利益相反やリスク管理も含めた**マネジメントの高度化**に加え、**大学独自基金を充実**することにより、**財政基盤の強化**と**運営の自律化**を図ることが重要ではないか。
- **WPIの各拠点は様々な取組により、若手研究者の活躍を促進**  
⇒ Critical Massの世界トップクラスの研究者により育成され、新領域開拓に挑戦する若手研究者には、グローバルな経験や流動性の確保が不可欠である。そのため、**国際公募を原則**とし、国内外のレビューアーの参画等による**厳格な評価に基づくテニユアトラック制度を徹底**すべきではないか。その際、安定的で自由度が高いスタートアップ経費の措置や共用設備の提供等を通じて、若手研究者が研究に専念し、切磋琢磨できる環境を整備すべきではないか。

## ➤ WPIの各拠点は博士課程学生の位置付けを明確化

⇒ 博士課程学生を研究グループの主要メンバーと位置付け、欧米水準のRA制度等の処遇を充実し、独創性・自主性を涵養することが重要ではないか。魅力的な教育研究環境を実現し、英語を公用語として言語の壁をなくすことにより、**世界トップクラスの多様な学生**を呼び込むべきではないか。博士課程を世界標準にすることにより、Critical Massの研究者を再生産する教育研究システムを構築し、世界トップクラスのサイエンスの持続的成長につなげることが必要ではないか。

## (2) 特定研究大学 (仮称) のモニタリング・評価

### ➤ 「世界と伍する研究大学」に求められるフォローアップ体制

⇒WPIにおけるフォローアップは、プログラム委員会の下、各拠点ごとに作業部会を設置し、毎年、現地視察が実施されるが、「世界と伍する研究大学」においては、高度な自律性を求める観点から、プロボストの下、**自律的な体制整備**を求めることとし、国の「アドバイザーボード (仮称)」はコミットメントの達成状況 (結果) を客観的指標に基づいて行うことを主眼としてはどうか。



# 規制緩和等について

## 1. 国公私共通の規制緩和事項

- （1）認証評価の特例
- （2）教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や評価との関係

## 2. 国立大学における規制緩和事項

- （1）基金への積み立てを可能とする仕組みの創設
- （2）授業料の設定の柔軟化
- （3）長期借入や債券の発行要件の緩和
- （4）大学所有資産の活用における認可の緩和
- （5）資産運用を主目的とする子会社の設置等を可能とする出資対象の拡大

# 特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

- 大学が経営の自律性を高めていくために必要な措置、という観点から検討を実施。
- 下記以外の事項についても、関係者からのヒアリングや意見交換等を通じて引き続き必要な対応を検討するとともに、大学から規制緩和を提案する機会を設けるなど、必要な環境整備も行う。また、運用面で事実上の規制扱いとなっている事項についても、関係者との丁寧なコミュニケーション・情報発信等通じて、対応を進める。
- 評価に係る項目については、既存の評価制度との関係の整理も踏まえ、引き続き検討を行う。

## 1. 国公私共通の規制緩和事項

	事項	規制緩和の方向性	留意事項
1 - (1)	認証評価の特例	特定研究大学（仮称）については、その指定や評価のプロセスにおいて、当該大学の教育研究活動等の状況や当該大学が教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）を有しているかどうかを確認する仕組みをビルトインすることによって、認証評価を受審したものとみなすことを検討	大学の質保証の観点からは認証評価で確認されている内容が特定研究大学の指定及び評価の際に確認される仕組みとなるよう留意が必要。
1 - (2)	教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (1) の認証評価の特例の議論と合わせて、大学院における定員の取扱いについて検討</li> <li>• 国立大学法人評価における、大学院における定員の取扱いについて特定研究大学（仮称）設置法人の法人評価の議論と合わせて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学院における定員の取扱いは、各大学自らの手で教育研究組織の適切な運営が行われていること、大学全体として自ら学位の質を担保する内部質保証が機能していること、必要な研究指導教員等が確保できていることが担保される必要があることに留意する。</li> <li>• 学位の分野や種類の変更を伴う設置や学部の収容定員変更に関する手続きの改善、定員超過に伴う認可制限の在り方の見直しについては、特定研究大学に限らず、中央教育審議会大学分科会において検討されているところ。</li> </ul>

# 特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

## 2. 国立大学における規制緩和事項

	事項	規制緩和の方向性	留意事項
2 - (1)	基金への積み立てを可能とする仕組みの創設	中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を検討	法律改正に合わせた会計制度の整備も必要。
2 - (2)	授業料の設定の柔軟化	特定研究大学（仮称）の学部及び大学院であって、追加的な費用を要する特に高度な教育研究プログラムを提供する場合など、その必要性について対外的に理解を得ることができる特別の事情がある場合に、授業料の設定の範囲をより弾力化できるようにすることを検討	授業料水準に係る国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由はあるか。 経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることについてどう考えるか。
2 - (3)	長期借入や債券の発行要件の緩和	現在の制度において対象となっている土地・施設等以外で、投資効果が将来に渡って裨益するようなもので、多額のイニシャルコストが必要となる対象への長期借入や債券の発行について、大学の具体的なニーズに応じて制度改正を検討	償還期間について、現行制度の上限である40年を超えて投資の効果が裨益するようなものとしてはどのようなものが考えられるか。また、その期間は対象ごとにどの程度か。
2 - (4)	大学所有資産の活用における認可の緩和	特定研究大学（仮称）については、例えば文部科学大臣の認可を不要とし、予め基準を示した上で、届出制とすることを検討	—
2 - (5)	資産運用を主目的とする子会社の設置等を可能とする出資対象の拡大	国立大学が、業務として子会社を設置し、資産運用を可能とさせる場合には、その業務が市場では代替できず、民業を圧迫しないものである必要があり、そのようなものについてニーズがあれば、制度化を検討 その他の国立大学による出資についても、具体的なニーズを踏まえて制度化を検討	令和3年のJST法の改正により、国立大学単独での運用と比べ効果的な運用が見込まれるJSTに寄託金勘定を設けたばかりである。 これまで国立大学による出資については、事業としての成熟性と安定性が見込まれるものを対象としてきている。

※公立大学については、国立大学での議論等を踏まえて検討する。